

労働基準法施行規則別表第 1 の 2 の例示列举の考え方

業務との間に因果関係が確立していると認められる疾病については、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 に例示列举することが適当である。

ただし、職業病として発生することが極めて少ないもの等、以下のいずれかに該当するものについては除く。(平成 21 年 12 月「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書」)

- ① 過去において相当数の発症例が見られたが、労働衛生管理の充実等により今日、発症例が極めて少ないもの
- ② 諸外国において症例報告があるが、国内においては、当該疾病の発生に係る化学物質等の製造及び輸入の禁止等により、使用される見込みがない又は研究機関等の特定の機関においてのみ使用される等のため、当該疾病の発症例が極めて少ないと認められるもの
- ③ ばく露から発症までの期間が短いもの以外で因果関係が明らかとなっていないもの（ばく露から発症までの期間が短いものについては、業務との因果関係を立証することが容易であることから、当該影響のみ明らかになっているものは必ずしも例示列举の必要性はないと考えられる。）
- ④ 有害業務の集団及び疾病の集団としての類型化（有害因子と疾病の関係を一般化し得るもの）が困難であり、法令上の列举又は指定になじまないもの